「教職概論」の授業実践について

宮﨑 昭次*

For class practice of the teaching profession Introduction

by Shoji MIYAZAKI*

要旨

本稿では、「教育概論」の広範な内容領域の中で、教育法規として、教育基本法や学校教育法等の関連教育法の目的・内容等についての理解を深め、また、教職に関する内容として、教職の意義、教員養成の歴史、教育公務員としての教員の位置づけ、学校の組織体制の中での教員の職務や役割等について、その講義内容や学生の学修活動などについてまとめた。

「教育概論」の講義を通して、教職を目指す学生が、教育に携わる者としての使命感や責任感、総合的な人間力、組織の一員としての役割等の重要性についての認識を深め、教職への愛着や誇りを持つことができるよう指導していきたい。

Key Words: 教育基本法、教育関連法、教育公務員としての教員、教員の職務内容

1. はじめに

「教職概論」は、教育職員免許法施行規則で 定められた「教職に関する科目」の1つである 「教職の意義等に関する科目」であり、教員志 願者に対して、「教師とは何か、教職とは何 か」について深く考察するきっかけを与えるこ とを目的としたものある。

1997年の教育職員養成審議会第1次答申では、「教職の意義、教員の役割・職務内容等に関する知識の教授や、自らの進路に教職を選択することの可否を適切に判断することに資する各種の機会の提供など」を主な内容としている。

本学では「教育原論」や「教育制度論」などの連携科目とともに、1年次の学生を対象に開設されており、その後の「教育課程論」、「教育方法論」、「教育実習」などの発展科目の基礎となる科目である。

ここでは、著者のささやかな講義内容を紹介 していく。

2. 教育とは何か

教育に関する言葉は、学校教育、生涯教育、 家庭教育など、いろいろな用いられ方をしてい る。

そこで、まず「教育とは何か」ということからスタートし、それを考えるうえでの手掛かり

^{*}崇城大学総合教育センター講師

となるものを紹介する。

アドルフ・ポルトマン(スイスの生物学者で思想家)は「人間1年早産説」を唱えた。指摘によれば、人間の子どもは他の動物と比較して12ヶ月早く胎内からこの世に出て来る。

人間の子どもは動物の基準から見れば本来出生の時に実現しているべきはずの成熟段階に、出生後1年にしてようやく到達するというのである。そして、この人間の子どもの無力さと援助必要性を、他の動物とは本質的に異なったものと捉えている。

人間の子どもは、出生後1年の時期を、単に生命を維持し、まだ完結していない身体的・生理的な胎児的発達を終わらせることだけで過ごすのではなく、それ以上に、胎児的状態のままで世界のなかに置かれ、世界と接触し決定的な事柄を経験することによって人間となる道を歩みはじめるというのだ。この1年間をポルトマンは「子宮外幼少期」と名付けている。

また、ドイツの哲学者カントは「人間とは教育されなければならない唯一の被造物である」と述べている。

フランスの思想家ルソーは著書「エミール」の中で、「わたしたちは弱い者として生まれる。 わたしたちには力が必要だ。わたしたちは分別をもたずに生まれる。わたしたちには判断力が必要だ。生まれたときにわたしたちがもっていなかったもので、大人になって必要となるものは、すべて教育によって与えられる。」と述べている。

ルソーは人間というものが生まれてから後で 能力を獲得する存在であり、とりわけ子ども期 には大人たちによる発達を促す教育的働きかけ を必要不可欠としている存在であるということ を、このような表現で指摘している。

これらの言葉は、人間が人間になるためには 必ず他の人間の関与を必要とするという根本的 な事実の表明である。

人間以外の他の生物は、生成の到達点において備わるべき形や内容をすでに出発点において 所有している。

それに比べて、人間は自然的・生物的生命を 維持してゆくだけで自動的に人間になるのでは なく、人間と接触することによって、人間の社会を通じてはじめて人間になるのである。このことは、「アヴェロンの野生児」やインドで発見された「アマラとカマラ」の例がよく物語っている。

このような意味において、人間が固定した存在の構造を持たず、その出発点において、いわば未規定のものであることが、教育を人間にとって必須のものとする根拠をなすのである。

また、人間が動物と比較して非常に特徴的であるもう一つの点は、発育期間が長いということである。

ポルトマンはそのことを指摘して「発達の緩慢さは、ただ単に身体の基礎的な状況と考えられるだけでなく、人間の、『世界に開かれた存在様式』に沿ったものと思われる」と述べている。即ち発達の緩慢さを、人間が教育によって徐々に精神的に世界を獲得してゆくために与えられたチャンスと捉えているのである。教育とは人間の発達への助成的介入であるといわれる所以でもあろう。

3.「教職」について

ここでは、教職に就いている人の呼称や教職 観について押さえる。

(1)教職に就いている人の呼称

①先生:「学校の先生」という言葉があるよう に、「先生」という呼称そのものは教 師だけでなく、色々な方面で使用され る。

②教師:教えることにおける専門職性を意識した用語で、「教師」という言葉は「先生」よりも狭く、「学校の先生」とほぼ同義である。

③教員:「教員」という言葉は「教育職員」の 略称であり、「学校の先生」や「教 師」という言葉を法律用語で言い換え たもの。(例)教育職員免許法

④教諭:校長、教頭などと同じく、学校教育法 に規定された教員の職階・職名の一つ。

⑤教職員:教員と事務職員等の総称。

(2)3つの教職観

①聖職者モデル

中世ヨーロッパでも近世日本でも、社会の中で人々に何かを教えるという役割を担っていたのは司祭や僧侶などの聖職者であった。

聖職者とは神仏に仕える宗教的権威者であり、 その職業的態度は、品行方正・清廉潔白・世俗 の欲を超克した崇高な姿勢こそが奉職の条件と された。

こうした歴史的背景を踏まえながら、教師にも聖職者的な姿勢を求める職業観が聖職者モデルである。品行方正や清廉潔白を旨とし、賃金のためではなく、教育という崇高な使命を果たすために献身的に働くべきだとする教職観である。

②労働者モデル

教師を労働者と見なす考え方が登場した直接の契機は1947年(昭和22年)に結成された日本教職員組合の存在である。1952年(昭和27年)に「教師の倫理綱領」を発表し、「教師は労働者である」と主張した。

③専門職モデル

この教職観の直接的な根拠は1966年(昭和41年)にユネスコ(UNESCO)の特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」に求めることができる。

その中で「教育の仕事は専門職と見なされるべきである。この職業は厳しい、継続的な研究を経て獲得され、維持される専門的知識及び特別な技術を教員に要求する公共的業務の一種である。」とされている。注目すべきは、この勧告をユネスコがILOと共同で発表していることである。ユネスコの正式名称は「国際連合教育科学文化機関」であり、教育・科学・文化の発展を目的として組織された国連の専門機関である。

一方 ILO は国際労働機関の略称で、労働者の勤務条件及び生活水準の改善を目的とする専門機関である。

すなわち専門職モデルには聖職者と労働者と いう2つの対立する職業観を調停・克服する可 能性が秘められている。 ☆ワークシートの内容

Iあなたが教師を目指す理由は

Ⅱあなたが考える理想的な教師とは

Ⅲあなたが本学で取得できる教育職員免許 状は



※ I についての学生の解答は、①子どもや教えることが好きだから。②高校や大学時代にボランティア活動として小・中学生に教えた経験が自己の成長につながっているから。③尊敬する先生のようになりたいから。などの内容が多かった。

Ⅱについては、①児童・生徒とのつながりを 大切にすること。②差別やひいきをしないこ と。③児童・生徒の良き理解者であること。 ④触れ合いを大切にしながらもけじめを付け ること。などの内容が多かった。

Ⅲについては、各自で本学の学生便覧の「教育職員免許状」の各項目を確認した。

4. 教育関連法について

教育法規というと、学校管理の観点から、学校運営に携わる管理職にとって必要なものと考えられがちだが、近年、学校のコンプライアンス(法令遵守)の観点から、教育法規の重要性が指摘されるようになってきた。

ここでは、教職に就くに当たって必要と思われる教育関連法についての概要を押さえておく。

(1)日本国憲法(国の根本法)

○第26条 [教育を受ける権利と受けさせる義務]

すべて国民は、法律の定めるところにより、 その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利 を有する。

②すべて国民は、法律の定めるところにより、 その保護する子女に普通教育を受けさせる義 務を負う。義務教育は、これを無償とする。

したがって、保護者や教員が子どもに対し て「法律上の義務だから学校に行きなさい」 とか「法律上の義務だから学校に来なさい」 ということはできない。

(2)教育関係法規

A 教育の基本に関する法律

☆教育基本法(教育の憲法・根本法)

第1条~第18条まである。主なものは

○第1条 教育の目的

○第2条 教育の目標

○第3条 生涯学習の理念

○第4条 教育の機会均等

○第5条 義務教育

○第6条 学校教育

○第10条 家庭教育

○第13条 学校、家庭及び地域住民等の相

互の連携協力

○第16条 教育行政

○第17条 教育振興基本計画

B 教育行政組織に関する法律

☆地方教育行政の組織及び運営に関する法律 10年経験者研修 (略称「地教行法」「地方教育行政法」) 教育委員会の設置、学校等の職員の身分取扱、 教育行政の組織・運営などについての規定

○第2条

都道府県、市町村に教育委員会を置く。

○第3条

教育委員会は教育長及び4人の委員をも って組織する。(都道府県・市は5人以上可、 町村は2人以上可)

○第18条

都道府県教育委員会事務局に指導主事、事務職 員、技術職員等を置く。

○第21条

教育委員会の職務権限

- ①人事に関すること。
- ②学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒 指導等に関すること。
- ③スポーツに関すること。
- ④文化財の保護に関すること。

など、19項目の教育に関する事務を管理、執行 する。

C 教職員に関する法律

☆教育公務員特例法

教育公務員の任免、給与、分限、懲戒、服務、 研修などについての規定

○第11条

公立学校の校長採用並びに教員の採用・昇任は 選考によるものとし、その選考は任命権者であ る教育委員会の教育長が行う。

○第13条

校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責 任の特殊性に基づき条例で定める。

○第17条

兼職及び他の事業等の従事

○第18条

公立学校の教育公務員の政治的行為の制限

○第21条

教育公務員は、その職責を遂行するために、絶 えず研究と修養に努めなければならない。

○第23条

初任者研修

○第24条

○第25条の2、3

指導改善研修

☆教育職員免許法

○第3条

教育職員は、この法律により授与する各相当の 免許状を有する者でなければならない。

○第4条

免許状は、普通免許状、特別免許状、臨時免許 状とする。

○第4条の5

中学校及び高等学校の普通免許状及び臨時免許 状は次に掲げる各教科に授与する。

中学校:理科、美術、国語、社会、数学、外国 語等

高等学校:理科、工業、美術、情報、国語、地 理歴史、公民、外国語等

☆地方公務員法

地方公務員の任用、給与、勤務時間・勤務条件、 分限、懲戒、研修、福祉及び利益の保護等につ いての規定

D 教育財政に関する法律

☆義務教育費国庫負担法

教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負 担についての規定

○第2条

国は、各都道府県ごとに公立の小・中学校等に要する経費のうち、次に掲げるものについてその実支出額の3分の1を負担する。

☆市町村立学校職員給与負担法

○第1条

市町村立小中学校等職員の給与は都道府県の負担とする。

E 学校制度に関する法律

☆学校教育法

学校の設置者、普通教育の義務、小・中・高の 教育の目的・目標、校長・教頭・教諭・その他 の職員等についての規定

○第1条

「学校の範囲」は幼稚園、小学校、中学校、義 務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支 援学校、大学、高等専門学校

○第2条

学校の設置者は国、地方公共団体、学校法人等 ○第9条

校長、教員の欠格事由

○第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めると きは、文部科学大臣の定めるところにより、児 童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。 ただし、体罰を加えることはできない。

○第16条

保護者は、子に9年の普通教育を受けさせる義 務を負う。

○第37条の4項

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

○第37条の11項

教諭は、児童生徒の教育をつかさどる。

☆公立義務教育諸学校における学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

○第3条

学級編制の標準

小学校:1学級の児童数は40人

小1は35人

中学校:1学級の生徒数は40人

公立高等学校: 1 学級の生徒数40人を標準 特別支援学校:小・中学部6人重複3人

高等部8人重複3人

☆義務教育書学校の教科用図書の無償に関する法律

○第1条

義務教育諸学校の教科用図書は無償とする。

(小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校の小学部・中学部)

この他に、☆学校保健法、☆地方自治法、☆地方公務員法、☆児童福祉法、☆人権教育及び人権啓発の推進に関する法律など、数多くの教育関連法がある。

なお、参考として「法」「令」「規則」について説明し、下に行くに従って、より具体的で細かい内容となることを押さえる。

(例) ☆学校教育法(法律)

法律の制定権は「国会」

☆学校教育法施行令(政令) 政令の制定権者は「内閣」

☆学校教育法施行規則(省令)

省令の制定権者は「大臣」

※学習指導要領は、文部科学大臣の「告示」で、 法律→省令→告示という行政府が制定する法 規として制定されているために、法的拘束力 を持っている。

5. 改正教育基本法の目的と内容

ここでは「教育基本法」の改正の目的と内容 及び他の教育関連法の改正との関連について押 さえる。

教育基本法の改正は平成18年12月22日に公布 (昭和22年の公布から実に約60年ぶりの改正)

○教育基本法改正の趣旨

我が国の【I】<u>教育をめぐる諸情勢の変化</u>に かんがみ、改めて教育の基本を確立しその振興 を図るため、普遍的な理念を大切にしながら、

【Ⅱ】 <u>今日重要と考えられる理念等</u>を明確にする。

【I】諸情勢の変化とは

①国際社会で活躍できる人材の育成には、我が 国の伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛 し、他国を尊重する人材の育成が重要になってきたため。

②約60年間の間に、経済社会や国民の生活が大きく変化したため。

(国際化、情報化、少子高齢化、都市化、環 境問題の発生)など。

- ③教育全般では、近年、子供のモラルや学ぶ意 欲の低下、家庭や地域の教育力の低下、若者 の雇用問題の深刻化など、教育全般の様々な 問題が指摘されているため。
- ④個性の尊重や自由が強調される一方で、規律 や責任、他人との協調、社会への貢献など、 公共の精神や基本的な道徳観念がややもすれ ば軽んじられてきているため。

【Ⅱ】今日重要と考えられる理念等

第1条「教育の目的」

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条「教育の目標」

今日重要と考えられる具体的な資質・能力

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求め る態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うと ともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、 創造性を培い、自主及び自律の精神を養うと ともに、職業及び生活との関連を重視し、勤 労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、 主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄 与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

☆改正教育基本法では

旧法から新法へ根本的な法律の理念が変わったことが注目された。

新法では旧法になかった「道徳心」や「公共

の精神」、「伝統」の尊重や「国と郷土を愛する」ことが求められている。

さらに、家庭や私立学校という私的性格の強い事柄に関する規定が盛り込まれたことも大きな変化である。そして、

①「生涯学習の理念」②「大学」③「私立学校」④「教員」⑤「家庭教育」⑥「幼児期の教育」⑦「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」⑧「教育振興基本計画」の8条項が新たに付け加えられるとともに、旧法の規定にも重要な改正が加えられた。

この教育基本法改正の施行を受け、いわゆる 教育関連三法の改正案が平成19年に可決された。 教育関連三法の改正とは次の3つである。

- ①学校教育法の一部改正
- ○学校種ごとの教育の目的・目標の見直し
- ○副校長、主幹教諭、指導教諭のいわゆる「新 しい職」の設置
- ○学校評価及び情報提供に関する規定の整備
- ②地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正
- ○地方教育行政の基本的理念及び責任体制の明確化
- ○教育委員会の組織体制の整備
- ○教育委員会の委員数の弾力化
- ○文部科学大臣による教育委員会に対する是 正・改善指示権、是正要求権の明確化
- ③教育職員免許法と教育公務員特例法の一部改 正
- ○免許状更新講習制度の実施(平成21年4月 ~)
- ○指導改善研修の制度導入(平成20年4月~) その後、学習指導要領の改訂、教育振興基本計 画の策定など具体的な取組が行われた。

☆ワークシートの内容

I 本県の「教育振興基本計画」の名称と重 点事項を整理してみよう。



(図1) くまもと「夢への架け橋」教育プラン

※熊本県の教育振興基本計画「くまもと夢への 架け橋教育プラン」をもとに、出身県別に学 生が班を作り、出身県の「教育振興基本計 画」について調べ、各県の教育施策の重点事 項を理解する。

6. 教職の意義と求められる教師像

ここでは、教職の意義と求められる教師像な どについて考える。

(1)教育職員(教員)の定義

教育職員免許法第2条

教育職員とは、学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう。

(2)教職の意義

☆ワークシートの内容

- I子どもたちにどのような人格を形成していく必要があるのでしょうか。
- Ⅱ教師に必要な資質・能力は何だと思いますか。必要と思われる資質・能力とその理由を述べなさい。



①教育の目的 「教育基本法 第1条」

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な 国家及び社会の形成者として必要な資質を備え た心身ともに健康な国民の育成を期して行われ なければならない。

- ②教師の役割
- ○知識・技能等の伝達者

教科指導を通して、基礎的・基本的な知識や技能等の発達を目指す。

○人格形成の伝達者

道徳、特別活動、生活指導等を通して人間としての生き方を指導する。

☆教職は、将来の国家・社会を担う「人づくり」に寄与する重要な仕事である。

(3)求められる教師像

教師に求められる資質・能力について

「あるべき教師像」平成17年中央教育審議会答 申では

- ①教職に対する強い情熱
- ○教師の仕事に対する使命感や誇り、子供に対 する愛情や責任感など。
- ○変化の激しい社会や学校、子供たちに適切に 対応するため、常に学び続ける向上心を持つ こと。
- ○国際化、情報化、科学技術の発展等の社会の 変化への対応
- ○いじめ、不登校、問題行動等への対応
- ☆教師は子供の幸福のために仕事をするのが本 務である。
- ②教育の専門家としての確かな力量
- 〇子供に対する理解力
- ○児童・生徒に対する指導力
- ○集団指導の力

- ○学級づくりの力
- ○学習指導・授業づくりの力など
- ☆授業こそ教師の本来の仕事。授業実践の中で 学力・豊かな心などを育成する。
- ③総合的な人間力
- ○豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ、対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質が求められる。
- ○教職員全体と同僚として協力していくこと。
- ★子どもの人格形成のためには、教師がその模範となるとともに、学校長の経営方針のもと、保護者・地域住民との連携を図りながら教師集団として生徒を指導する。

参考として、熊本県教育委員会の「熊本の教職員像」を例示する。

(参考) くまもとの教職員像

「認め、ほめ、励まし、伸ばす」熊本の教職員

- 1 教職員としての基本的資質
- ①教育的愛情と人権感覚
- ②使命感と向上心
- ③組織の一員としての自覚
- 2 教職員としての専門性
- ①児童生徒理解と豊かな心の育成
- ②学習の実践的指導力
- ③保護者・地域住民との連携
- ☆教師は6者たれ
- ①学者たれ:よく学び、専門分野を深める。
- ②医者たれ:子どもをよく診て、観察し、しかるべき治療をする。
- ③易者たれ:子どもの長所を見抜き、成長への 道筋をつける。
- ④役者たれ:子どもを引きつけ、楽しい授業を 展開する。
- ⑤芸者たれ:子どもを楽しませる技術を身に付け、子どもを引きつける。
- ⑥記者たれ:いろいろな情報を集め、子どもに 提供する。

7. 教員養成の歴史

ここでは、明治期及び戦後の教員養成の歴史 について押さえる。

教員養成の歴史

(1)学制の公布

明治5年(1872年)フランスの学制を参考にした。

学制は、明治政府によって制定された我が国最初の近代的学校制度に関する基本法令である。欧米の学校制度を参考とし、全国を8つの大学区に分け、1大学区を32中学区、さらに1中学区を210小学区に分けて、各学区に大学校・中学校・小学校を設置することを計画した。すなわち全国で8大学校、256中学校、53760小学校を置くことを定めた。しかし、計画通りには実施されず1879年(明治12)教育令の制定により廃止された。

- ①全国8大学区→各大学区に1大学を設置。大学本部が置かれた府県は8府県 東京府、愛知県、石川県、大阪府、広島県、 長崎県、新潟県、青森県
- ②中学校 8×32中学区=256校
- ③小学校 256×210小学区=53,760校

(2)教育理念

- ①「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからし めん事を期す」
- ②殖産興業·富国強兵
- ③学問は身を立るの財本

☆ワークシートの内容

I①、②、③の教育理念は、具体的にはどのようなことでしょう。



※近代国家確立のため、西洋文明を導入し、国 民一般に学問を広めていく近代学校の目的と されたものが何であったかを理解する。

(3)師範学校の創設

①師範学校の創設

ア 明治5年 (1872年)

東京に官立の師範学校「東京師範学校」を創設 イ 明治7年(1874年)

「女子師範学校」を設置

ウ 明治8年 (1875年)

大阪、宮城、愛知、広島、長崎、新潟に官立の 師範学校を設置

②教員の資格

ア 小学校教員の資格

師範学校卒業免状または中学校卒業免状を取得 した者(20歳以上)

イ 中学校教員の資格

大学卒業免状を取得した者(25歳以上)

東京師範学校中学師範学科設置(1875年)

③明治13年(1880年)改正教育令

ア 師範学校は、各府県(東京府、京都府、大 阪府、302県)が必ず設置すべきと規定

イ 教員資格は師範学校卒業証書と府県知事が 授与する免許状の二本立てとした。

(4)免許状主義

①明治18年(1885年)第3次教育令

教員資格免許状主義:師範学校卒業生も免許状 の取得が必須とされた。

②明治23年(1890年): 免許状の有効期限は終 身有効とされた。

(5)戦後の教員養成

戦後、教師不足からくる教員養成が急務とされた。

①昭和22年: 教員養成制度の在り方についての 建議(教育刷新委員会)

ア 小・中学校の教員は

- ○教員養成を目的とする学芸大学(教育大学) を修了または卒業した者
- ○総合大学及び単科大学の卒業者で教員として 必要な課程を履修した者
- 〇音楽・美術・体育・家庭・職業等に関する高 等専門教育機関の卒業者で教員として必要な 課程を履修した者から採用すること。

イ 高等学校教員等は

○主として大学卒業者から採用し、幼稚園及び 盲・ろう学校教員は「ア」に準じること。

ウ 教員養成に当たる学校は

○官・公・私立のいずれとすることもできるこ と。

☆開放制の導入

旧師範学校を母体とした教員養成系の大学・ 学部だけでなく、それ以外の一般大学でも教 員養成課程の設置が認められた場合には、教 員免許状取得に必要な単位を授与することが できる。

②昭和24年:教育職員免許法制定

ア 教育長、校長、指導主事にも免許制が適用 (昭和29年に廃止)

イ 教員の免許状を「一級」と「二級」に区分 ③昭和63年:教育職員免許法の改正

これまでの「一級」、「二級」を「一種」「二種」に改め、新たに「専修」免許状の区分を設置

☆ワークシートの内容

I 現行教育職員免許状の取得要件の整理と その理由を考えてみよう。

専修免許状: 一種免許状: 二種免許状: 理由:	

(表1) 旧免許状と現行免許状

校種	旧免許状	現行免許状	
幼稚園教諭		市权各批出	
小学校教諭	_	専修免許状	
中学校教諭	一級免許状	一種免許状	
養護教諭	一如為新山	一種為新出	
栄養教諭	二級免許状	二種免許状	
高等学校教諭	一級免許状	専修免許状	
	二級免許状	一種免許状	

④平成19年:教育職員免許法の改正 教育職員免許更新制の導入(平成21年4月実施)

1 教員免許更新制の概要

(1)目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものである。

(2)基本的な制度設計について

原則的に、有効期間満了日(修了確認期限)

の2年2ヶ月から2ヶ月前までの2年間に、大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了した後、免許管理者(都道府県教育委員会)に申請する必要がある。

また、有効期間の延長(修了確認期限の延期)が可能な理由に該当する場合や講習の免除対象者に該当する場合には、そのために必要な申請などの手続きを行うこと。

(3)更新講習の受講対象者について

- ①現職教員
- ②実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- ③教員採用内定者
- ④教育委員会や学校法人などが作成した臨時任 用(または非常勤)教員リストに登載されて いる者
- ⑤過去に教員として勤務した経験のある者
- ⑥認定こども園または幼稚園も設置している者 が設置する保育所等で勤務している保育士な ど

(4)免除対象者について

免許状更新講習を受講せずに免許管理者に申請を行うことによって免許状を更新できる者。 免除対象者は以下のとおり。

- ①優秀教員表彰者
- ②教員を指導する立場にある者
 - ア 校長 (園長)、副校長 (副園長)、教頭、主幹教諭または指導教諭
 - イ 教育長または指導主事
 - ウ 免許状更新講習の講師など

(5)免許状更新講習の内容

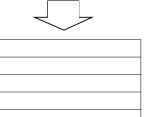
受講者は、本人の専門や課題意識に応じて、 教職課程を持つ大学などが開設する講習の中から、

- ①国の教育政策や世界の教育の動向等について、 受講者全員が受講する必修領域(6時間以上)
- ②学校を巡る近年の状況の変化や学習指導要領の改訂の動向等、現代的な教育課題に対応するため、勤務する学校種や免許種等に応じた選択必修領域(6時間以上)
- ③幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生 徒指導上の課題等、教育の充実に関する事項

を職や免許種応じて受講する選択領域(18時間以上)を受講する。

☆ワークシートの内容

I 免許更新制の内容について整理してみよう。



- (1)目的
- (2)基本的な制度
- (3)受講対象者
- (4)免除対象者
- (5)講習の内容

※班別作業を導入し、教員免許更新制度導入に 関して、その目的や基本的な制度についてま とめることで、制度の内容理解を深める。

2 教育職員免許について

(1)免許状の種類

- ①普通免許状:専修免許状・一種免許状・二種 免許状の3種類
- ア 小・中学校の教諭
 - · 専修免許状 · 一種免許状 · 二種免許状
- イ 高等学校の教諭
 - ・専修免許状・一種免許状
- ウ 養護教諭免許状
 - ・専修免許状・一種免許状・二種免許状
- 工 栄養教諭免許状
 - ・専修免許状・一種免許状・二種免許状
- ②特別免許状:教育職員検定に合格した者
- ア 担当する教科に関する専門的な知識経験または技能を有する者で、
- イ 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行 うのに必要な熱意と見識を持っている者
- ③臨時免許状:その免許を授与した都道府県に おいてのみ有効。期間も限定。
- ア 普通免許状を有する者を採用することがで きない場合に限り、教育職員検定に合格し た者に授与する。

(2)中学校・高等学校の免許状に関係する教科

☆ワークシートの内容

I 中学校の免許状及び高等学校の免許状に 関係する教科を調べてみよう。



教育職員免許法第4条第5項 免許状が授与される各教科名

中学校		
高等学校		

※本学で取得できる免許状は①工業②理科③情報④美術であるが、その他に多くの免許状が 授与される教科があることを確認する。

3 教員養成の現状について

(1)教員の資質能力の形成段階

ア 養成段階「大学」

教科指導、生徒指導等に関する「教員としての 最小限必要な資質能力」を身に付けさせる過程 イ 採用段階

教員として、より優れた資質能力を有する者を 任命権者が選考する過程

☆採用選考考査の内容

各都道府県等で考査内容は異なるが、一般的な 内容を提示する。

(ア) 第1次採用選考考査

- ①一般教養:人文科学、社会科学、自然科学
- ②教職科目:教育法規、学習指導要領等
- ③専門科目
- ④実技等(家庭・音・美・体・技など)
- (イ) 第2次採用選考考査
- ①専門教科等 (論述)
- ②適性検査
- ③集団討論
- ④模擬授業
- ⑤個人面接など
- ウ 現職研修段階

任命権者等が職務上または本人の希望に基づい

て、経験年数、職能、担当教科、校務分掌等を 踏まえた研修を実施して、教員としての専門的 資質能力を向上させる過程で、法定研修として、 初任者研修や10年経験者研修などがある。

(2)教員養成の改善について

- ①教育職員養成審議会答申(平成9年7月): 新たな時代に向けた教員養成の改善方策について
- ☆今後特に教員に求められる具体的資質能力の 例
- ア 地球的視野に立って行動するための資質能力
- ○地球、国家、人間等に関する適切な理解(国家観、人間観等)
- ○豊かな人間性(人間尊重、ボランティア精神 等)
- ○国際社会で必要とされる基本的資質能力(異 文化理解、国際社会への貢献等)
- イ 変化の時代に生きる社会人に求められる資 質能力
- ○課題解決能力等に関わるもの
- ○人間関係に関わるもの(社会性、対人関係能力等)
- ○社会の変化に適応するための知識及び技能 (外国語等表現能力、メディアリテラシー)
- ウ 教員の職務から必然的に求められる資質能 力
- ○幼児・児童・生徒や教育の在り方に関する適 切な理解
- ○教職に対する愛着、誇り、一体感
- ○教科指導、生徒指導等のための知識、技能及 び態度
- ②中央教育審議会答申(平成18年7月) 「今後の教員養成・免許制度の在り方につい て」
- ア 教職課程の質的水準の向上
 - (ア) 教職実践演習の創設

「使命感や責任感、教育的愛情に関すること」

「社会性や対人関係能力に関すること」 「幼児・児童・生徒理解や学級経営に関 すること」

(イ) 教育実習の改善充実:「大学と実習校

教員が連携して指導し

- イ 教職大学院制度の創設
- ウ 教員免許更新制の導入

(3)教職科目の重視等について

①教職科目の増加(例:中学校)

教科に関する科目:40単位→20単位に減少 教職に関する科目:19単位→31単位に増加

- ②教職の意義に関する科目の新設
- ③「日本国憲法」、「体育」と同様に、「外国語 コミュニケーション」「情報機器の操作」の 義務づけ
- ④教育実習の改善・充実
- ⑤介護等体験特例法

「小学校及び中学校教諭の普通免許状授与に 係る教育職員免許法の特例等に関する法律」

- 〇小学校または中学校教員の普通免許状を取得する場合には、7日間以上の介護等体験が必須となる。「特別支援学校2日間以上、社会福祉施設等5日間以上」
- (4)免許状取得の最低修得単位数 (実際の運用は 各大学で異なる。)

☆ワークシートの内容

- I 免許状取得の最低修得単位数と本学における最低修得単位数を調べてみよう。
- Ⅱ中学校・高等学校の一種免許状取得に関係する教職に関する科目の単位数をそれ ぞれ調べてみよう。



(表2) 免許状取得の最低修得単位数 太字の数字は本学の最低修得単位数

	免許状種 類	基礎資格	教科に関 する科目	教職に関 する科目	教科又は 教職に関 する科目	文科省令 規定教科
	専修免許	修士	20	31	32	8
中学校	一種免許	学士	20 26	31 33	8	8 12
	二種免許	短大学士	10	21	4	8
高等	専修免許	修士	20	23	40	8
学校	一種免許	学士	20 34	23 25	16	8 12

(表3) 教職に関する科目の単位(一種) 太字の数字は本学の単位数

	教職の 意義	教育の 基礎理論	教育課程 指 導 法	生徒指導 教育相談 進路指導	教職実 践演習	教育実習	合計
科目	教職概論	教育原理 教育心理 教育制度	教科教育法 道徳教育 特別活動 教育方法	生徒指導学校カウンセリング			
中学校	2	6	12 14	4	2	5	31 33
高等学校	2	6	6 8	4	2	3	23 25

8. 教員養成の現状

教育公務員としての教員(身分と任用資格、服 務)

ここでは、教育公務員としての教員の身分と 任用資格及び服務について押さえる。

1 教職員の任用資格

教職員の任用資格については、(1)消極的要件 (欠格事由)と(2)積極的要件(備えているべき 要件)とがある。

(1)消極的要件(欠格条項)

消極的要件として、地方公務員では、地方公務員法第16条にその欠格条項が規定されているが、校長及び教員については、学校教育法第9条に欠格条項が規定され、地公法が定める一般の職員の場合より、さらに厳しくなっている。

◎地方公務員法 第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める 場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若 しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分 を受け、当該処分の日から2年を経過しな い者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪 を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国 憲法又はその下に成立した政府を暴力で破 壊することを主張する政党その他の団体を 結成し、又はこれに加入した者

◎学校教育法 第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又 は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第 3号に該当することにより免許状がその効 力を失い、当該失効の日から3年を経過し ない者
- 四 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、 3年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国 憲法又はその下に成立した政府を暴力で破 壊することを主張する政党その他の団体を 結成し、又はこれに加入した者

(2)積極的要件(備えているべき要件)

積極的要件については、国立・公立・私立を問わず、教育職員の資質の保持と向上を図るため、教員について特に一定の資格が要求され、原則として、教育職員免許法によるところの免許状を有することが、必須条件である(同法第3条)。

したがって、たとえ学位を所有するものであっても、免許状を有しないならば、一条学校の教員となることはできない。これを、免許状主義という。

☆免許状主義の例外

任用資格である免許状を有していない場合であっても、相当免許状主義の例外として、①特別非常勤講師及び②専科担任として任用することができる。

①特別非常勤講師

免許状を有しない者が任命又は雇用しようとする者からの都道府県教育委員会への届出により、非常勤の講師として教科の領域の一部に係る事項等の教授をするというものである(免許法第3条の2)。

②専科担任

中学校及び高等学校の教員免許所有者が小学校において、高等学校の専門教科の教員免許所有者が中学校において、相当の学校種の免許状を有していなくても所有する免許状の教科に相

当する教科等の教授等を担当する教諭又は講師となることができるもの(免許法16条の5)。

2 教員の身分

☆ワークシートの内容

I 学校はどのような団体等が設置できるのでしょうか。また、学校を設置する団体等により、教員の身分は異なるのでしょうか。



- ○国が設置する学校○地方公共団体が設置する学校○学校法人○その他
- (1)公立学校(県立・市町村立学校)の教員について

公務員は、その身分の属する地方公共団体に より任命され、給与が支弁されるのが原則

- ①県立学校教員(県の職員)
- ア 服務監督権者=県教育委員会 勤務条件、人事、給与等を県が管轄
- ②市町村立学校の教員
- ア 服務監督権者=市町村教育委員会

身分や服務監督権は学校の設置者である市町 村に属する。

- ☆地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ○第43条 市町村は、県費負担教職員の服務を 監督する。
- イ 市町村立学校の教員の給与=都道府県が負担(例外規定)
- ☆市町村立学校職員給与負担法
- ○第1条 市町村立小中学校等職員の給与等は 都道府県の負担とする。

市町村立の小・中学校の教職員の給与は、都 道府県が負担し、支給することとされ、これ らの職員を「県費負担教職員」という。

国の関わりについて

- ☆義務教育費国庫負担法
- ○第2条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、 公立の小・中学校、義務教育学校、中等教育

学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部 及び中学部に要する経費のうち、次に掲げる ものについての実支出額の3分の1を負担す る。

- ウ 市町村立学校教職員(県費負担教職員)の 任命権者は都道府県教育委員会
- ☆地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ○第37条 県費負担教職員の任命権は、都道府 県教育委員会に属する。
- ○第42条 県費負担教職員の給与、勤務時間、 その他の勤務条件については、地方公務員法 第24条第5項の規定により条例で定めるもの とされている事項は、都道府県の条例で定め る。
- ○第43条の3 県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に関して、地方公務員法の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

☆ア・イ・ウから

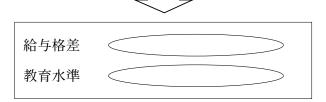
★市町村立学校の教職員の身分は、勤務する学校を設置している市町村の職員であるが、その給与が都道府県によって負担され、その任命権は都道府県の教育委員会に属する。

(表4) 教職員の身分・服務・給与等

	都道府県立 学校職員	市町村立 学校職員
身分	県の職員	市町村の職員
給与負担	都道府県	都道府県 (国1/3補助)
任命権者	都道府県 教育委員会	都道府県 教育委員会
服務監督権	都道府県 教育委員会	市町村 教育委員会

☆ワークシートの内容

I なぜ市町村立学校の職員の給与や任命権 はこのようになっているのでしょうか。



※班別に理由について討議し、市町村の財政的 な規模によって給与等に格差が出て、人員確 保に支障をきたすことがないように、また、 県全体の広域人事交流により教育水準の維持 向上を図るという目的があることを理解する。

3 公立学校教員の服務

地方公務員法や教育公務員特例法に基づく ☆教育公務員特例法

教育を通じて国民全体に奉仕する教員の職務 とその責任の特殊性に基づき、その身分取扱に ついて、地方公務員法に対する特別法として、 若干の特例を設けている。

(1)服務の根本基準

〇地方公務員法第30条

すべての職員は(地方公務員である教員 も)、全体の奉仕者として公共の利益のため に勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、 全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(2)服務上の義務

- I 職務上の義務【職務遂行に当たっての義務】
- ①服務の宣誓「地方公務員法第31条」 職員は、条例の定めるところにより、服務の 宣誓をしなければならない。
- ②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務「地方公務員法第32条」

職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない

③職務に専念する義務(地公法第35条)

職員は法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

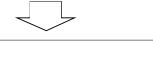
☆職務専念の義務免除

- ○年次有給休暇、育児休業、休職、研修、教育 に関する兼職・兼業等
- Ⅱ 身分上の義務【公務員として遵守すべき義 務】

- ①信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条) 職員は、その職の信用を傷つけ、又はその職 員の職全体の不名誉となるような行為をして はならない。
- ②秘密を守る義務(地方公務員法第34条の1) 職員は、職務上に得た秘密を漏らしてはなら ない。その職を退いた後も、また、同様とす る。
- ③政治的行為の制限(地方公務員法第36条) 職員は、政党その他の政治団体の結成に関与 し、若しくはこれらの団体の役員となっては ならず、又はこれらの団体の構成員となるよ うに、若しくはならないように勧誘運動をし てはならない。
- ☆教育公務員の場合、一般公務員に比べ、職務 と責任の特殊性により、その政治的行為に、 より厳しい制限がされている。(教育公務員 特例法第18条)
- ○公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第36条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。(参考)(教育基本法第14条)
- ○法律に定める学校は、特定の政党を支持し、 又はこれに反対するための政治教育その他政 治活動をしてはならない。

☆ワークシートの内容

I なぜ教員には政治的行為の制限が強く求められているのでしょうか。



- ※政治的行為の制限に関しては、児童・生徒の 考え方に大きな影響を与えることから、国家 公務員法や人事院規則で全国単位で制限され、 内容も広いことを理解する。
- ④争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)
- ○職員は地方公共団体の機関が代表する使用者 としての住民に対して同盟罷業、怠業その他 の争議行為をし、又は地方公共団体の活動を

低下させる怠業的行為をしてはならない。

- ⑤営利企業等の従事制限(地方公務員法第38 条)
- ○職員は任命権者の許可を受けなければ、商業、 工業又は金融業その他営利を目的とする私企 業を営むことを目的とする会社その他の団体 の役員その他人事委員会規則で定める地位を 兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報 酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事 してはならない。

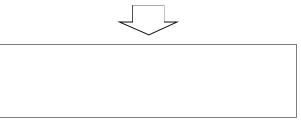
教育公務員については

☆教育公務員特例法第17条 (兼職及び事業等の 従事)

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、 又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事 することが本務の遂行に支障がないと任命権者 において認める場合には、給与を受け、又は受 けないで、その職を兼ね、又はその事業若しく は事務に従事することができる。

☆ワークシートの内容

I 朝の課外授業や学習塾の講師などは教育 公務員の兼職及び事業等の従事に当たる のでしょうか。



※朝の課外授業等については、勤務時間外の活動のため、学校教育の一部として報酬を受けて行うことはできない。ただし、PTA主催の補習という形であれば、兼業の許可を受ければ可能である。学習塾の講師の兼職は営利目的の私企業ということで、兼職としては認められない。

4 教員の任用

任用とは(1)採用、(2)昇任、(3)降任、(4)転任 (1)採用

それまで職員でなかった者を新たにある職に 任命すること。 ☆ワークシートの内容

I なぜ、教員の採用は「選考考査」となっているのでしょうか。



- ※①一般企業の採用は基本的には競争試験(不 特定多数の人を対象に採用候補者を決定する ために行う試験。成績上位者から合格する成 績主義)
 - ②教員の採用は選考考査

特定の候補者(受験資格に免許状等が必要) について、その人物が採用しようとする職に ふさわしい能力があるかどうかを実証する方 法

(2)昇任

上級の職級に移すこと。 教諭→主幹教諭、教頭 教頭→副校長、校長

(3)降任

下級の職級に移すこと。

①適格性を欠く場合 ②勤務実績が良くない 場合 ③自己申告等

(4)転任

人事異動による勤務校の配置転換

9. 教育公務員としての教員

ここでは、教育公務員としての教員の身分の 保障及び勤務の条件について押さえる。

1 教員の身分保障

☆地方公務員法

○第27条の2

職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降級されることがない。しかし、一定の事由や義務違反が認められる場合には「分限」と「懲戒」の処分がある。

(1)分限処分

一定の事由が認められる場合

- ①分限処分とは客観的にやむを得ない事由により、その職員の意に反して身分上の変動をもたらす処分
- ●職員の道義的責任は問題としない
- ●公務の能率の維持向上の見地から行われる
- ●一定の期間にわたって継続している状態
- ②分限処分の事由:地方公務員法第28条
- ※ 職務能率の維持という観点から発動
- ア 勤務実績が良くない場合
- イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があ り、又はこれに堪えない場合
- ウ ア及びイ以外でその職に必要な適格性を欠 く場合
- エ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過職を生じた場合
- オ 心身の故障のため、長期の休養を要する場合:「休職」要医師2人の診断
- カ 刑事事件に関して起訴された場合:「休 職」起訴休職

(2)懲戒処分

諸義務違反や過失等に対する制裁措置

- ①懲戒処分とは義務違反や過失等に対するペナ ルティー
- ●職員の道義的責任を問題にする
- ●職員の義務違反に対する制裁として行われる もので、本人の故意又は過失によることを要 する
- ●必ずしも継続した状態でなく個々の行為又は 状態
- ②懲戒処分の事由:地方公務員法第29条
- ア 法律・条例等の法令で定める規程に違反した場合
- イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った 場合
- ウ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行の あった場合

☆ワークシートの内容

I 懲戒処分に該当するような事例はどのようなものでしょうか。



免職:

停職: 減給:

戒告:

※教職員の懲戒処分に関しては、各県で「指針」を作成し、不祥事防止に努めている。以前から多かった①「飲酒運転」、②「体罰」、

③「セクシャルハラスメント」に加えて、近年では④「個人情報の管理ミス」、⑤「不適正経理」、⑥「書類のチェックミス」なども増加してきている。

学生の班別討議の後、熊本県教育委員会の「懲戒処分の指針」をもとに、懲戒処分に該 当する事案についての処分の指針を提示する。

(3)分限と懲戒の処分内容

①分限処分:免職、降任、休職、降給

②懲戒処分:免職、停職、減給、戒告

2 勤務条件

(1)勤務時間について

①労働時間

☆労働基準法

○第32条

使用者は、労働者に休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。

○第32条の2項

使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

②正規の勤務時間

平成21年4月1日に施行された人事院勧告に よる民間企業の勤務形態の変化に伴い、国家公 務員、地方公務員も均衡の原則により

1日 : 7時間45分

1週間:38時間45分と定められた。

③時間外勤務と時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務した場合には、教員以外には時間外勤務手当が支給される。

☆ワークシートの内容

I 教員の場合は、時間外勤務手当が馴染まないと判断されています。その理由を考えてみましょう。



会社員

一般公務員 教員 職務の性格の違い

※会社員や一般公務員の場合は、タイムカード 等で勤務時間の把握がやりやすいが、教員の 場合は教育相談や生徒への対応のための家庭 訪問や授業準備の時間など、勤務時間のとら えかたが難しいため、包括的な評価として 「教職調整額」が措置されることを理解する。

④教員の時間外勤務への対応(教職調整額)

- ア 時間外勤務手当の代わりに、給与月額の 4%を支給
- ☆公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等 に関する特別措置法

○第3条

教育職員(校長、副校長、教頭を除く)には、 その者の給与月額の百分の四に相当する額を基 準として、条例で定めるところにより、教職調 整額を支給しなければならない。

○第3条の2項

教育職員については、時間外勤務手当及び休 日手当は、支給しない。

- イ 時間外勤務の例外:(別名 歯止め4項目、 超勤4項目)
- ☆公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の 勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を 定める政令

○第2条

教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、 次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又 は緊急のやむを得ない必要があるときにかぎる ものとすること。

イ 生徒の実習に関する業務

- ロ 学校行事に関する業務
- ハ 教職員会議に関する業務
- ニ 非常災害等やむを得ない場合

(2)休憩時間について

①休憩時間とは

休憩時間とは、心身の回復を目的に、一時的 に勤務から開放する時間で、勤務時間数に応じ て付与される時間

☆労働基準法

○第34条

使用者は、労働時間が6時間を超える場合においてはすくなくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

※休憩時間付与の原則

ア 途中付与の原則 イ 一斉付与の原則

ウ 自由利用の原則

(3)年次有給休暇(年休)について

- ①職員が希望する時季に理由を問われることなく使用できる有給休暇
- ②年間20日間→未使用日数を翌年に20日以内で 繰り越すことができる。

10. 教員の職務内容

1 教員の法的役割

☆学校教育法

○第37条

(表5) 教員の職務について

種 類	職	務
校 4項	校務をつかさどり、所	「属職員を監督する
副校長 5項	校長を助け、命を受け	けて校務をつかさどる
教 頭 7項	校長及び副校長を助けた応じて児童生徒の教	け、校務を整理し、及び必要 対育をつかさどる
主幹教諭 9項		見を助け、命を受けて校務の 1児童生徒の教育をつかさど
指導教諭 10項		っさどり、並びに教諭その他 計導の改善及び充実のために で行う
教 11項	児童生徒の教育をつか	っさどる
養護教諭 12項	児童生徒の養護をつか	\さどる
栄養教諭 13項	児童生徒の栄養の指導	算及び管理をつかさどる

※「つかさどる」という言葉が意味する内容を 考えて、特に校長の職務、教諭の職務につい てはしっかり押さえる。

2 教員の実際の仕事

☆レポートの内容

I 教員(教諭)の主な仕事についてレポートにまとめてみよう。

※注意事項

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別 支援学校等で、仕事の内容に違いがありま す。ここでは、中学校か高等学校のどちら かを選んでレポートしてください。



※インターネットから引用したものや、自己のこれまでの学校での教育活動を振り返ってレポートしたものが多かったが、中には休暇中に自分の出身中学校や高校に行って、担任や担当者に聞き取り調査をした学生や本学の教

職経験者に聞き取りを行うなど、創意工夫をしたものがあった。

11. 学校組織と校務分掌

1 学校組織と校務分掌

学校の教育目標の設定は県の各年度の各項目 に関する目標を基に作成

(1)学校組織

①教育組織:児童生徒の教育指導に関係する組 織

「学年・学級等の学習組織、TT(協力教授組織)等」

- ②運営組織:学校運営のための組織 「職員会議、企画・運営委員会、各種委員会、 学年会等」
- ③研修・研究組織:教職員の資質向上のための 組織

「研究部、研修部、研究推進委員会等」

④事務組織:経理、庶務、施設管理、厚生、渉 外等の事務組織

(2)校務分掌

☆学校教育法第37条

校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

☆学校教育法施行規則:第43条

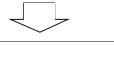
小(中・高等)学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

- ☆校務分掌とは、学校が行う業務(校務)を所 属職員が分担し、協力的に処理すること。校 長が命じて必要な校務を分担させる体制。
- ①校務分掌の内容
- ア 教育課程に基づく学習指導など、教育活動 に関するもの
- イ 学校の施設整備や教材や教具に関するもの
- ウ 文書の作成処理や人事管理事務、会計事務 に関するもの
- エ 教職員の人事に関するもの
- オ 教育委員会等の行政機関や PTA、社会教育団体等との連絡調整に関するもの
- ②校務分掌組織編制の原則
- ア 校務の合理化と効率化

- イ 業務内容の質と量を加味した分担の適正化
- ウ 教職員の経験や専門、意思に基づいた適正 配置
- エ 役割と責任の明確化
- オ 教職員の合意

☆ワークシートの内容

- I 校務分掌は教員にとってはどのような機会でしょうか。
- Ⅱ校務分掌の例について調べてみよう。



※学生の班別討議の後、筆者が経験した高等学校の校務分掌表を提示し、教育活動の多様化により、校務分掌が細分化する傾向にある中で、各分掌間の情報の共有化と協働態勢の重要性を理解する。

主任・主事:教務主任、生徒指導主事、進路 指導主事、保健主事、学年主任、 学科主任、研究主任、給食主任、 視聴覚主任、図書主任など

- ☆各主任・主事は業務分担における各分掌組織の責任者・ミドルリーダー。指導教諭や教諭、 養護教諭等をもって充てる「充て職」と呼ばれる。
- ①教務主任②学年主任③保健主事④生徒指導 主事⑤進路指導主事などには「教育業務連絡指 導手当」(主任手当)の支給がある。

(3)職員会議

- ①職員会議の性格:職員会議に関するこれまで の見解
- ア 補助機関説:校長の校務掌理権を前提に、 職員会議が校長の職務を補助 するための機関であるという 考え方
- イ 諮問機関説:校長はその職務を執行するに 当たり、重要な案件は必ず諮 問すべきだとする考え方
- ウ 議決機関説:職員会議は校内の最高の議決

機関であり校長が校務を執行 する際にはその議決に拘束さ れるとする解釈

☆学校教育法施行規則

平成12年1月改正

○第48条

小学校には、設置者の定めるところにより、 校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会 議を置くことができる。

○第2項

職員会議は、校長が主宰する。

職員会議は、校長が主宰し、校長の職務の円 滑な執行に資するため、教職員の意思疎通や共 通理解の促進、意見交換などを行う場と規定され、これにより「補助機関説」となる。

②職員会議の目的

- ア 教職員間の意思伝達
- イ 教職員の学校経営参加
- ウ 業務に関する連絡調整
- エ 教職員の研究・研修の場

12. 教員の資質向上と研修

ここでは、教員の資質向上のための研修制度 について押さえる。

1 教員研修に係る法令

☆教育公務員特例法

○第21条第1項

教育公務員はその職責を遂行するために、絶 えず研修と修養に努めなければならない。

☆教育公務員特例法

○第22条第1項

教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

○第2項

教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

○第3項

教育公務員は、任命権者の定めるところにより、職場のままで長期にわたる研修を受けることができる。

2 研修の形態

(1)職務研修

職務そのものとして行う場合で、都道府県教 育委員会や市町村教育委員会が実施するもの

- I 研修の種類
- ①基本研修
- A 教職経験に応じた研修 初任者研修 教職経験者研修(5年、10年 経験者研修など)
- B 職能に応じた研修 校長研修、教頭研修、生徒指導主事研修な ど
- ②専門研修
- A 教科等研修
- B 課題研修 環境教育研修、情報モラル研修、生徒指導 研修など
- ③その他
- A 長期研修

長期社会体験研修(1年間)

大学院派遣研修(2年間)

- 国内留学(県立教育センター、大学など) (1年間)
- B 校内研修
- Ⅱ 研修体系
- ①国が実施 ②県・指定都市が実施 ③市町 村教委が実施

(2)職務専念義務免除の研修

職務時間内に所属長の承認を受けて任意に行われる研修。承認研修ともいう

(3)自主研修

勤務時間外に自主的に行う研修

3 教員にとっての研修の意義

☆ワークシートの内容

I 教職員にとって、なぜ研修は必要なのでしょうか。



※教職員の多忙感・負担感が叫ばれる中、外部 での専門研修等に対する教職員の参加意識が 薄れつつある。①資質向上②専門的知識・技 能の修得③新しい指導法④国や都道府県の情報の収集⑤教職員相互の情報交換など、研修の意義について理解する。

13. 教育実習の意義

1 教育実習の単位数と期間

(1)教育実習の単位数

(表6)教育実習の単位数(一種)

最低修得単位数		授業科目	単位数	備考
中学校一種	5	事前事後指導	1	中・高必修
高等学校一種	3	教育実習 I	2	中・高必修
		教育実習Ⅱ	2	中必修

(2)教育実習の期間

①中学校一種免許: 3週間以上の教育実習が必

要

②高等学校一種免許:2週間以上の教育実習が

必要

③中学校の普通免許状を取得するためには、7 日間を下らない範囲で介護等体験を行う必要 がある。

☆介護等体験特例法

小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与 についての特例で、7日を下らない範囲内での 介護等の体験が必要であり、特別支援学校2日 間、社会福祉施設等5日間が望ましいと規定し ている。

2 教育実習の内容と方法

(表7)教育実習の内容と方法の例

	学級経営・ 学級事務	授業	特別活動等
講話受講	学校経営 学級経営 校務分掌 服務等	教科指導法・ 学習評価・教 材研究等	学校行事 児童会・生徒 会等
観察	給食・清掃指	授業の流れ、 発問、板書、 机間指導、班 別学習、個別 指導等	
実習	SHR の担当 給食・清掃指 導等	担当教科、道 徳、学級活動 の実地授業 研究授業	部活動の指導 等

3 教育実習の意義

★ワークシートの内容 I 教育実習はなぜ必要なのでしょうか。



※学生は高等学校までは、教育実習生には生徒として接する立場であった。自己の教育実習時の実習生のことについての班別討議を行い、教育実習が①生徒の実際的理解の機会②教師の職務や学校環境の具体的理解③これまで学んできた知識・技能の具体的検証④教育指導の体験の場(学級経営、授業、ホームルーム活動、生徒指導)などであることを理解する。

14. 教職への進路選択と採用選考

1 教員免許状と進路選択

(1)教員免許状の必須職業

教員

(2)教員免許状が役に立つ職業

学習塾関係、福祉関係(児童福祉関係)、社 会教育関係、教育関連企業の職業など

2 教員採用の流れ(公立学校)

教職課程を履修し、必要単位数を取得

↓

免許状取得又は取得見込み

↓

都道府県・指定都市教育委員会が 実施する教員採用選考考査

> → 採用候補者名簿登載 → 採 用

3 教員採用選考について

(1)選考考査実施の時期

1次選考 7月、2次選考 8月

(2)年齢制限

受験年齢制限緩和の傾向(例) 熊本県 49歳 熊本市 59歳

(3)一般的な採用選考の方法

①筆記試験

- ア 一般教養問題
- イ 教職教養問題
- ウ 専門教科問題
- 工 論文

②面接

- ア 個人面接
- イ 集団面接
- ウ集団討論
- エ ディベート
- ③模擬授業
- ④実技試験

教科に関する実技

小学校:体育・音楽

中学校・高校:英語 技術・家庭 保体

美術 音楽 工業 書道など

(4)平成30年度の教員採用選考考査の実施要項 (熊本県の実施要項の一部を抜粋して使用)

☆ワークシートの内容

I あなたの出身県の平成30年度の教員採用 選考考査の実施要項をもとに、選考考査 の概要をまとめてみよう。



※学生の出身県毎に班を作り、今年度の選考考査の実施要項をもとに、選考考査の概要をまとめさせる。毎年実施内容等が変化しているので、注意して実施要項を押さえておくよう指導する。

15. おわりに

現在の教師をとりまく環境

近年、我が国では、「知識基盤社会」の到来 や、グローバル化、情報化、少子・高齢化、社 会全体の高学歴化など、社会構造が大きく変化 しており、変化のスピードも速くなっている。

本来、学校や教員には、社会の変化に適切に 対応して教育活動を行っていくことが求められ ているが、現状は、こうした変化がこれまでに なく大規模、かつ急激に進んでいるため、教員 が迅速かつ適切に対応することが難しくなってきている。

また、都市化や核家族化の進展等を背景として、家庭や地域社会の教育力が低下し、これに伴い、学校や教員に対する期待が高まっている。本来、子どもたちの教育は、学校、家庭、地域社会の三者が互いに連携し、適切に役割を分担しながら行われるべきものである。その意味で、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、保護者や地域住民の学校運営への参画を進め、教育活動への理解と協力を求めるなど、社会全体が学校や子どもの教育を支える環境づくりを進めることは重要な課題であるが、現状においては、例えば、子どもの基本的な生活習慣の育成等の面で、学校や教員に過度の期待が寄せられている。

さらに、こうした社会状況や子どもたちの変 化等を背景として、学校教育が抱える課題も、 一層複雑・多様化してきている。

- 1 児童・生徒の学ぶ意欲や学力・気力・体力 が低下傾向にあるとともに、様々な実体験 の減少等に伴い、社会性やコミュニケー ション能力等が不足していること。
- 2 いじめや不登校、校内暴力等の問題が依然 として深刻な状況にあるほか、治安の悪化 等に伴い、子どもの生命安全が脅かされる 事件がしばしば発生していること。
- 3 LD (学習障害児) や ADHD (注意欠陥/多動性障害)等、児童生徒や学校教育に関する新たな課題やそれに関する知見が明らかになりつつあること。
- 4 脳科学と教育との関係や、子どもの人間学 など、子どもや教育に関する新たな研究が 進んでいること。
- 5 教員に限らず、いかなる専門的職業においても、社会状況の変化等に適切に対応できるよう、新たな知識や技術を補完していくことは重要な課題であるが、とりわけ教員は、常に研究と修養に努め、専門性の向上を図っていくことが期待される職業である。教員を取り巻く社会状況が変化し、学校教育が抱える課題も複雑・多様化する現在、教員には、不断に最新の専門的知識や指導

技術等を身に付けていくという「学びの精神」が、これまで以上に強く求められている。

6 社会の変化への対応や保護者からの期待の 高まり等を背景として、教員の中には多く の業務を抱え込み、本来の教育活動に専念 できないような状況が一部に生じてきてい る。教科指導や生徒指導など、本来の職務 についても多忙感を抱く教員が多く、その 結果、教員間で支え合い、協働する力(同 僚性)が希薄になっているという指摘もあ る。このことは、単に教員だけの問題とし て捉えるのではなく、学校の運営体制の見 直しや必要な条件整備等も含め、今後の学 校教育の在り方を総合的に検討する中で、 考えていく必要がある。

次期学習指導要領の実施も目前に迫っている。 改訂の基本方針の中での「主体的・対話的で深い学び」の実現のために、各学校の「カリキュラム・マネジメント」の実施による学校教育の 改善・充実が強く求められている。

参考文献

- 1) 教育小六法 学陽書房 2016
- 2) 菱村幸彦 [編著] 教育法規の要点がよくわかる 本 教育開発研究所 2015
- 3) 南本長穂 [編著] 新しい教職概論 ミネルヴァ 書房 2015
- 4) 赤星晋作[編著]新教職概論 学文社 2014
- 5) 佐藤晴雄 教職概論 学陽書房 2015
- 6) 田嶋一・中野新之祐・福田須美子・狩野浩二 [著] やさしい教育原理 第3版 有斐閣アル マ 2016
- 7) 元兼正浩 [監修] 教職論エッセンス 九州大学 大学院教育法制研究室 花書院 2015
- 8) 岩﨑詳二ざっくり 実践学校経営読本 I 2013
- 9) くまもとの教職員像 平成17年4月5日 熊本 県教育委員会
- 10)第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン 平成26年3月 熊本県
- 11)「あるべき教師像」 平成17年中央教育審議会答申
- 12) 新たな時代に向けた教員養成の改善方策につ

いて

平成9年7月 教育職員養成審議会第1次答申 13)今後の教員養成・免許制度の在り方について 平成18年7月 中央教育審議会答申

- 14)「これからの時代に求められる資質・能力と、 それを培う教育、教師の在り方について」 平成27年5月 教育再生実行会議(第7次提言)
- 15)地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要) 文部科学省ホームページ
- 16) 教員を取り巻く社会状況と教員の現状 文部科学省ホームページ
- 17)次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ

文部科学省ホームページ